

資料編

1	平成16年度第2回 市政モニターアンケート 「教育・読書活動について」調査の概要	27
2	大阪市子ども読書活動推進計画 策定経過	29
3	大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	30
4	子どもの読書活動の推進に関する法律	31

1 平成16年度第2回市政モニターアンケート 「教育・読書活動について」調査の概要

調査対象：市政モニター600人 回答者数：562人（93.7%）

実施時期：平成16年11月26日（金）～12月10日（金）

（1）子どもの読書活動の現状について

■子どもの読書離れの現状

- ・読書離れが進んでいると思う 79.9%
- ・どちらともいえない 11.7%
- ・読書離れが進んでいるとは思わない 8.0%

■子どもの読書離れの理由

- ・テレビゲームなどが普及したこと 65.9%
- ・部活動や塾などで、子どもの生活に余裕がないこと 18.9%
- ・子どもに読書をすすめる人がいないこと 9.6%

（2）子どもの成長における読書について

■子どもの成長における、読書に親しむ大切さ

- ・大切だと思う 73.8%
- ・ある程度大切だと思う 25.1%

■大切さの理由（複数回答）

- ・言葉を学ぶこと 82.4%
- ・創造力を豊かなものにする 81.7%
- ・表現力を高めること 81.1%

■「子どもの読書活動の推進に関する法律」「子ども読書の日」の認知度

- ・どちらも知らない 78.1%
- ・法律は知らないが、「子ども読書の日」は知っている 9.4%
- ・法律は知っていたが、「子ども読書の日」は知らない 6.8%
- ・法律も「子ども読書の日」も知っている 3.6%

■「子どもの読書活動の推進に関する法律」「子ども読書の日」を知った理由（複数回答）

- ・新聞や雑誌等の記事で読んだ 74.8%
- ・テレビやラジオで知った 48.6%
- ・家族や友人から聞いた 21.6%

（3）大阪市における子どもの読書環境について

■読書環境づくりへの取組みの認知度（複数回答）

- ・図書館に子どもの本のコーナーを設置し、貸出を行っている 73.0%
- ・図書館で定期的に絵本の読み聞かせなどを行っている 47.3%
- ・保育所や幼稚園で、絵本に親しませている 43.8%

（4）乳幼児と絵本について

■乳幼児期から絵本に親しむ環境づくりの大切さ

- ・大切だと思う 75.1%
- ・ある程度大切だと思う 21.0%
- ・大切だとあまり思わない 0.7%
- ・大切だと思わない 0.0%

■大切さの理由（複数回答）

- ・親子のふれあいが深まる 94.8%
- ・心の発達に絵本は欠かせない 82.6%
- ・絵本やおはなしが好きな子に育つ 49.8%

■大切だと思わない理由（複数回答）

- ・絵本を与えるのは、もう少し大きくなってからの方がよい 50.0%

(5) 大阪市でさらに充実する必要がある施策について

- 家庭や地域で、今後充実させる取組み（複数回答）
- ・保育所や幼稚園等子どもの身近な施設で、絵本を楽しむ機会の充実を図る 74.7%
 - ・推薦絵本リストの配布などにより、
保護者が気軽に本を選び読んであげられるようにする 55.0%
 - ・子育て支援関連施設と図書館が連携して、読み聞かせ活動の充実を図る 34.0%
- 学校で、今後充実させる取組み（複数回答）
- ・「図書の日」などを活用し、本に親しむ時間を確保する 67.3%
 - ・国語をはじめ、教科の授業のなかで読書に結びつけるように工夫する 53.0%
 - ・学校図書館の本の充実を図る 48.2%
- 図書館で、今後充実させる取組み（複数回答）
- ・子どもの本のコーナーを充実させる 68.1%
 - ・図書館フェスティバル等楽しいイベントの充実を図る 67.8%
 - ・定期的な読み聞かせなど催しの回数をふやす 47.7%
- 乳幼児を連れての方々が気軽に図書館を利用できるよう、今後充実させる取組み（複数回答）
- ・乳幼児向けの催しを増やす 64.1%
 - ・乳幼児絵本の冊数を増やす 57.3%
 - ・子育てサークルの情報など、子育て支援の情報を集めて提供する 56.4%

(6) 市民への広報活動について

- 効果的な情報提供について（複数回答）
- ・市政だより・区の広報紙 81.5%
 - ・市が主催する講座やイベント 53.6%
 - ・市が提供しているテレビやラジオ 52.3%

(7) 回答者自身について

- 読書の好き嫌い
- ・好き 63.2%
 - ・どちらともいえない 32.2%
 - ・嫌い 3.6%

- 1ヶ月の読書量
- | | |
|-------------|-------|
| ・月に1冊から5冊程度 | 47.6% |
| ・年に3～4冊程度 | 25.2% |
| ・ほとんど読まない | 11.8% |

- 読書を好きになった主な要因（複数回答）
- ・興味・関心のある事柄を調べていくうち、自然と活字に親しんだこと 47.0%
 - ・図書館などが身近にあってよく利用したこと 26.1%
 - ・読書好きの家族の影響を受けたこと 23.7%

(8) 回答者自身について

- 市立校園へ通う子どもの有無
- ・いない 84.0%
 - ・いる 14.2%

2 大阪市子ども読書活動推進計画

策定経過

日 程	内 容
平成 16 (2004) 年 度	8月31日 「大阪市子ども読書活動推進計画」策定委員会（第1回） 大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱について 大阪市子ども読書活動推進計画策定について
	12月 市政モニターアンケート調査実施 「教育・読書活動について」
	12月20日 「大阪市子ども読書活動推進計画」策定委員会（第2回） 「大阪市子ども読書活動推進計画」骨子案について
	1月 「大阪市子ども読書活動推進計画」策定に向けてのアンケート調査実施
平成 17 (2005) 年 度	7月22日 「大阪市子ども読書活動推進計画」策定委員会（第1回） 「大阪市子ども読書活動推進計画」（素案）のたたき台の検討
	8月30日 「大阪市子ども読書活動推進計画」策定委員会（第2回） ・ 「大阪市子ども読書活動推進計画」（素案）の検討 ・ 有識者会議の進め方について
	8月30日 「大阪市子ども読書活動推進計画」有識者会議 「大阪市子ども読書活動推進計画」（素案）の検討
	10月3日 ～10月27日 「大阪市子ども読書活動推進計画」（素案）に対するパブリック・ コメント実施
	2月1日 「大阪市子ども読書活動推進計画」策定委員会（第3回） ・ 「大阪市子ども読書活動推進計画」（案）の検討 ・ 「大阪市子ども読書活動推進計画」（素案）にかかるパブリック・ コメント実施結果について
	3月 「大阪市子ども読書活動推進計画」策定・公表

有識者会議の構成

塩見 昇	日本図書館協会理事長
金子 眞理	平安女学院大学短期大学部教授
藤田 豊	大阪府立東豊中高等学校校長
土居 安子	大阪国際児童文学館主任専門員
津村 純一	大阪市学校図書館協議会会長

3 大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

1 目的

大阪市の子ども読書活動推進計画を策定するにあたり、すべての子どもたちが家庭・地域・学校等で読書に親しむことができるよう、総合的に環境整備を図るため、関係者で構成する大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置し、具体的な計画策定について協議する。

2 内容

- (1) 大阪市子ども読書活動推進計画の策定に関すること
- (2) その他、必要な事項

3 構成

- 1 委員会の構成員は、別表に掲げる職にある者とする。
- 2 委員の他に、別表に掲げる職にある者を、オブザーバーとして招聘することができる。
- 3 委員会の下に、関係課の担当係長級で構成するワーキング部会を設置する。

4 運営

- 1 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、市民学習振興課長をもって充てる。
- 3 委員長は、議長を務め、会務を統括する。

5 委員会の開催

- 1 委員会は、委員長が招集する。
- 2 オブザーバーは、必要に応じて委員長が招聘する。

6 事務局

委員会に事務局を設置し、以下の関係課の担当で構成する。
市民学習振興課、初等教育課、中央図書館利用サービス課

7 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

別表

大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会		
教育委員会事務局	生涯学習部	社会教育課長 市民学習振興課長
	指導部	初等教育課長 中学校教育課長 高等学校教育課長 養護教育課長
	教育センター	教育振興室首席指導主事
	中央図書館	利用サービス課長 地域サービス担当課長

(オブザーバー)

市民局	市民生活振興部	青少年課長
健康福祉局	健康推進部	健康づくり推進課長

4 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子どもの読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国

会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子どもの読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

※ 2001年（平成13年）12月12日公布・施行

大阪市子ども読書活動推進計画

平成 18 年（2006 年）3 月

大 阪 市 教 育 委 員 会

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20